

土地利用計画審議会・都市計画審議会の 役割と運営について

建設部 地域計画課

1

審議会の概要

飯田市土地利用計画審議会

○根拠法令

飯田市土地利用計画審議会条例第1条
※飯田市独自の審議会

○委員構成 ※上限

- ・学識経験のある者 12名
- ・飯田市の区域に居住する者 3名

合計：15名

○調査審議事項

1. 国土利用計画法の規定による市域における国土の利用に関する計画に関すること。
2. 土地の利用に関すること。
3. 景観の形成に関すること。
4. 緑地の保全及び緑化の推進に関すること。
5. 屋外広告物法に規定する屋外広告物に関すること。

飯田市都市計画審議会

○根拠法令

都市計画法第77条の2
飯田市都市計画審議会条例第1条

○委員構成 ※上限

- ・市議会議員 5名
- ・学識経験のある者 12名
- ・飯田市の区域に居住する者 3名
- ・関係行政機関又は長野県の職員 5名

合計：25名

○調査審議事項

1. 飯田市が定める都市計画に関すること。
2. 都市計画について、飯田市が提出する意見に関すること。
3. その他市長が都市計画に必要と認める事項に関すること。

審議会の役割 ～都市計画が決定されるまで～

○都市計画の種類

- 都市計画区域（法第5条）
- 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（法第6条の2）
 - 都市計画区域マスタープラン
- 地域地区（法第8条）
 - 用途地域
 - 防火地域・準防火地域
 - 景観地区
 - 風致地区 など
- 都市施設（法第11条）
 - 都市計画道路
 - 都市計画公園
 - 都市計画下水道 など
- 地区計画等（法第12条の4）
- 市町村の都市計画に関する基本的な方針（法第18条の2）
 - 都市計画マスタープラン

3

審議会の役割 ～都市計画が決定されるまで～

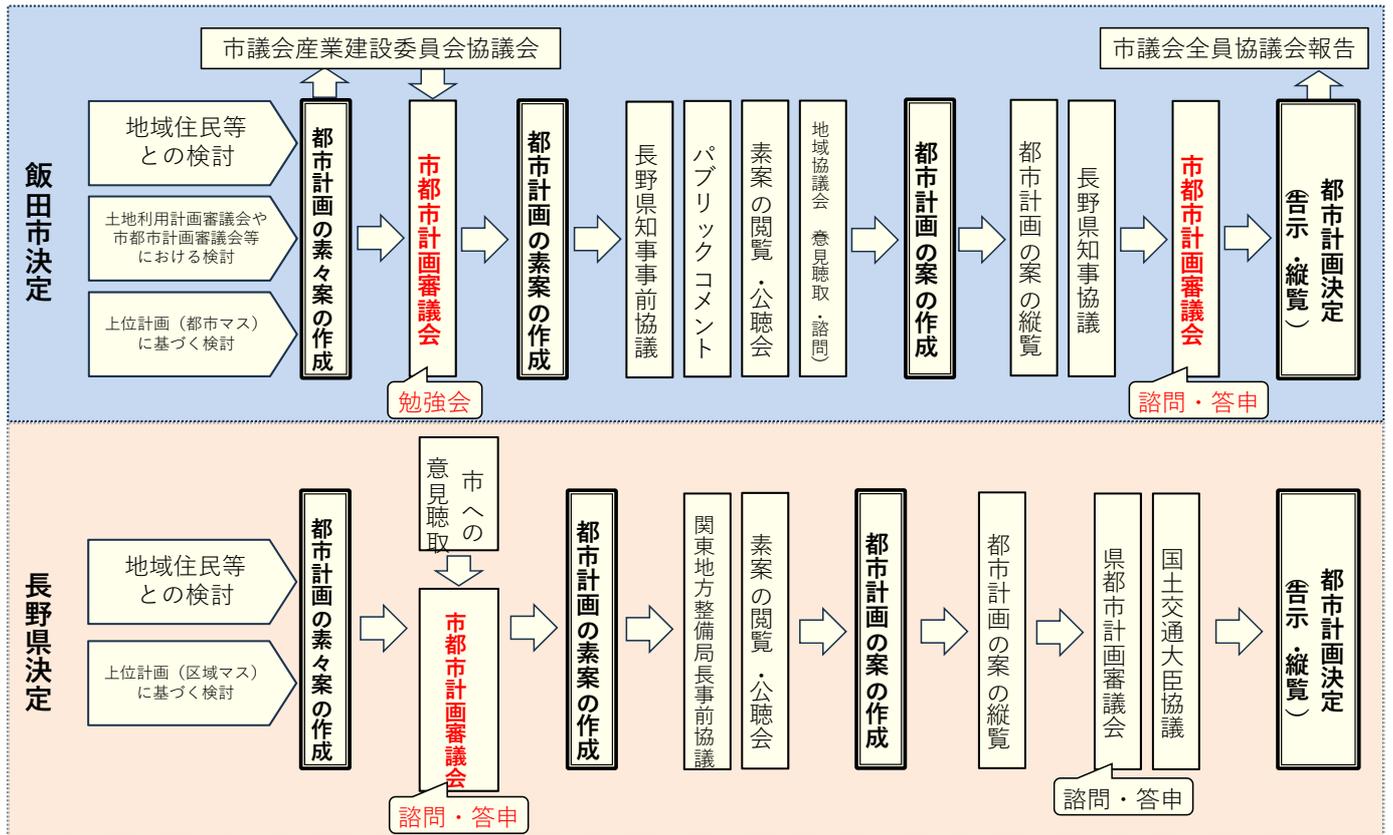
○都市計画の決定権者

都市計画の種類		市町村決定	都道府県決定	
都市計画区域			○	
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)			○	
地域地区	用途地域	○		
都市施設	道路	一般国道	○	
		都道府県道	○	
		市町村道	○	
	駐車場		○	
	公園	国又は都道府県が設置し、 面積が10ha以上の公園		○
		上記以外	○	
	下水道	公共下水道（2市町村にまたがる）		○
		公共下水道（その他）	○	
	ごみ焼却場・その他処理施設		○	
	河川	一級・二級		○
準用		○		
市場・と畜場・火葬場		○		
市町村の都市計画に関する基本的な方針 (都市計画マスタープラン)		○		

4

審議会の役割 ～都市計画が決定されるまで～

○都市計画決定の手続き



※案件によっては、これによらない場合があります。

飯田市の都市計画に関する基本的な方針等

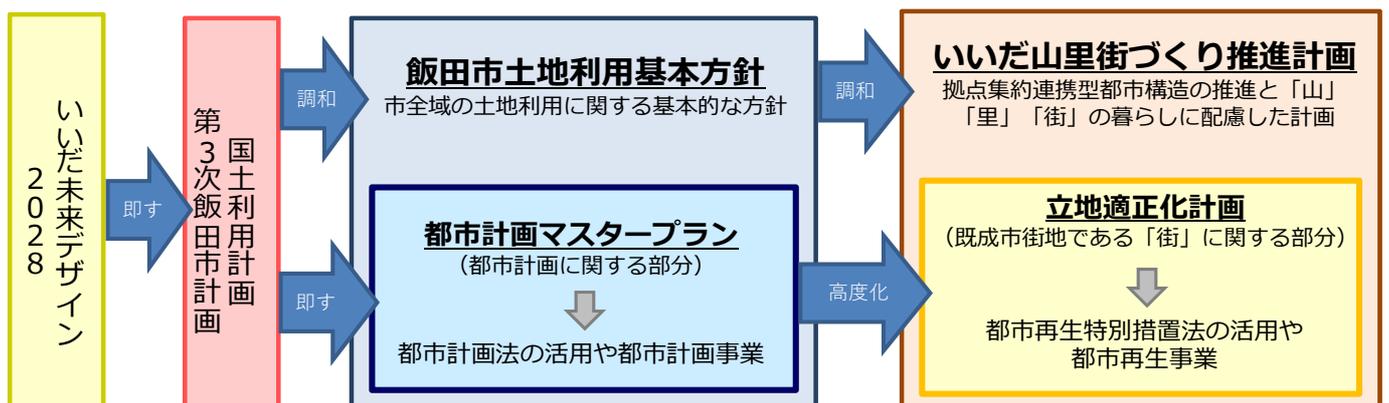
・飯田市土地利用基本方針

市全域及び各地域の将来像とその実現に向けた土地利用の方針を定めることにより、まちづくり・地域づくりの方向性を明らかにするとともに、市民と市が当市の目指すべき姿を共有して、地域の特性や個性に応じた適正かつ合理的な土地利用を推進することを目的として策定。

この基本方針のうち、都市計画に関する部分については、法第18条の2第1項に規定する「都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）」としている。

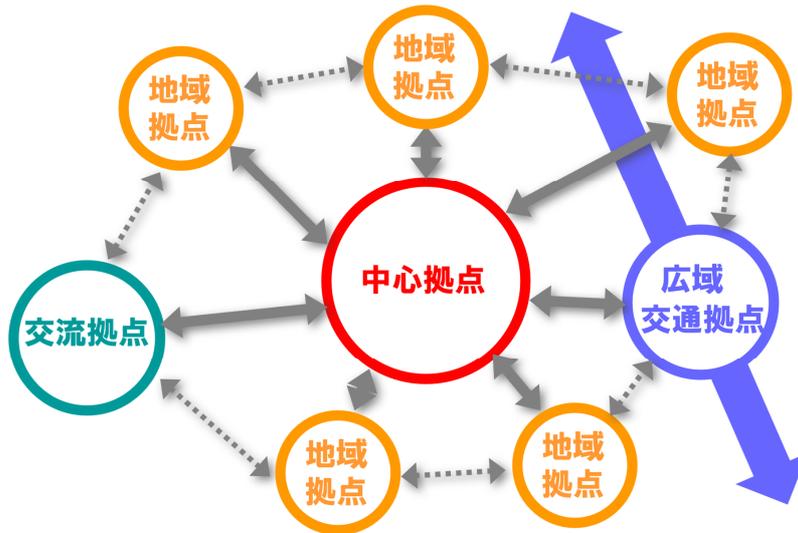
・いいだ山里街づくり推進計画（飯田市版立地適正化計画）

飯田市土地利用基本方針に掲げる「拠点集約連携型都市構造」を具現化する計画として策定。



飯田市の都市づくりの構想

○飯田市の将来都市構造（拠点集約連携型都市構造の推進）



中心拠点

各種業務や行政などの地域中核機能や特色ある商業・居住等の都市機能が集積されている、通称「丘の上」と呼ばれる中心市街地は、今後とも「中心拠点」として位置づけ、それら機能の充実を図ります。

地域拠点

各地区の自治振興センター・公民館等のコミュニティ機能が集積している中心部は「地域拠点」と位置づけ、そこを中心に行政、教育、文化、福祉、医療、商業などそれぞれの地区に応じた地域機能の集約を図ります。

交流拠点

新たな可能性を期待される天龍峡エコバレー地域は、名勝天龍峡や周辺の観光資源などとの連携を強化して、環境・産業・生活等の新たな「交流拠点」として位置づけます。
さらに、南アルプスや霜月祭りなど特徴ある観光資源を有する遠山地域についても、交流人口の拡大を目指すための「交流拠点」として位置づけます。

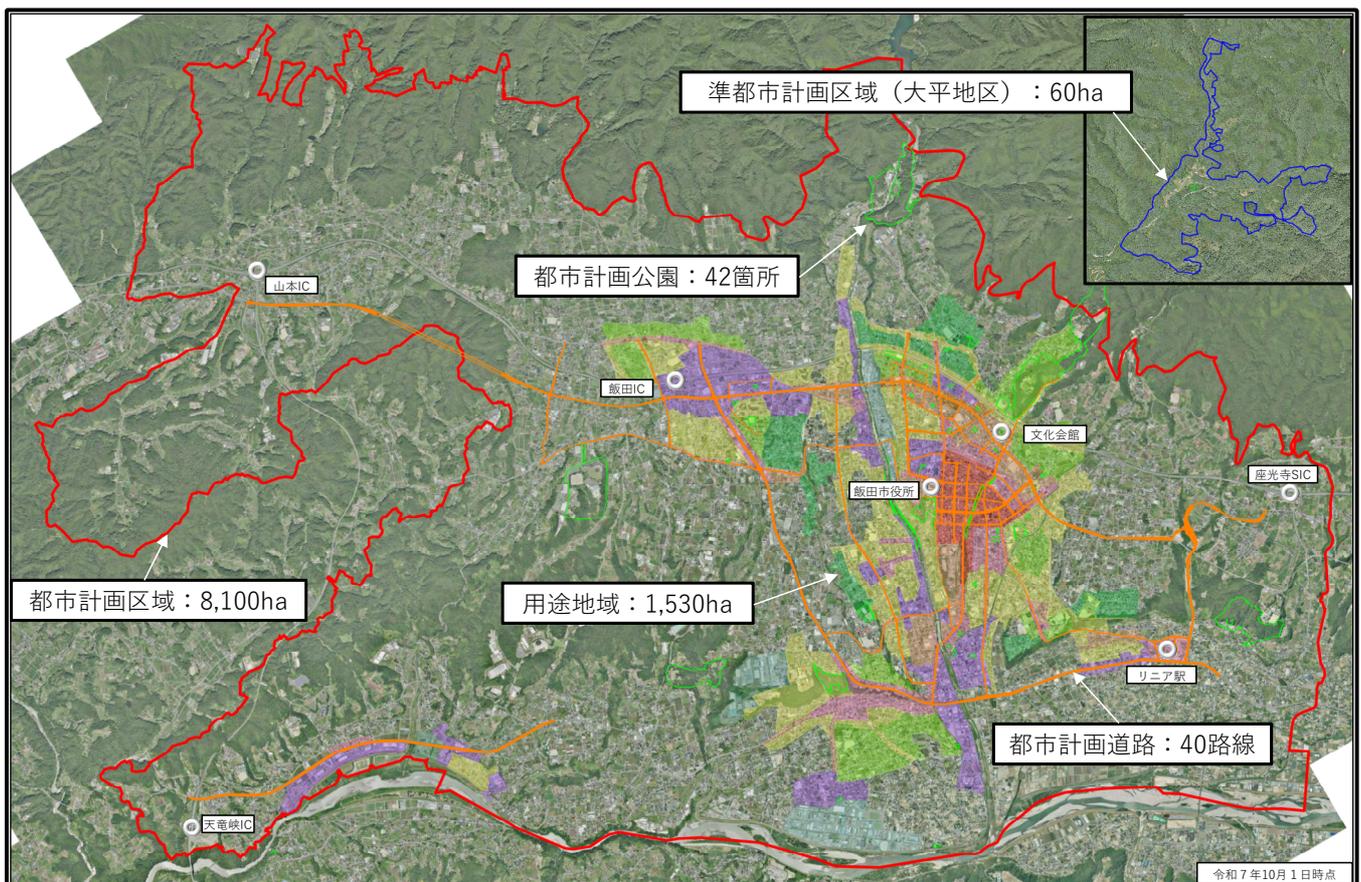
広域交通拠点

東京・名古屋・大阪など大都市間と短時間で結ぶと共に、長野県・三遠南信地域の玄関口として、新たに広域交通の拠点と位置付け、機能整備を図ります。

7

飯田都市計画

○飯田都市計画図（一部抜粋）

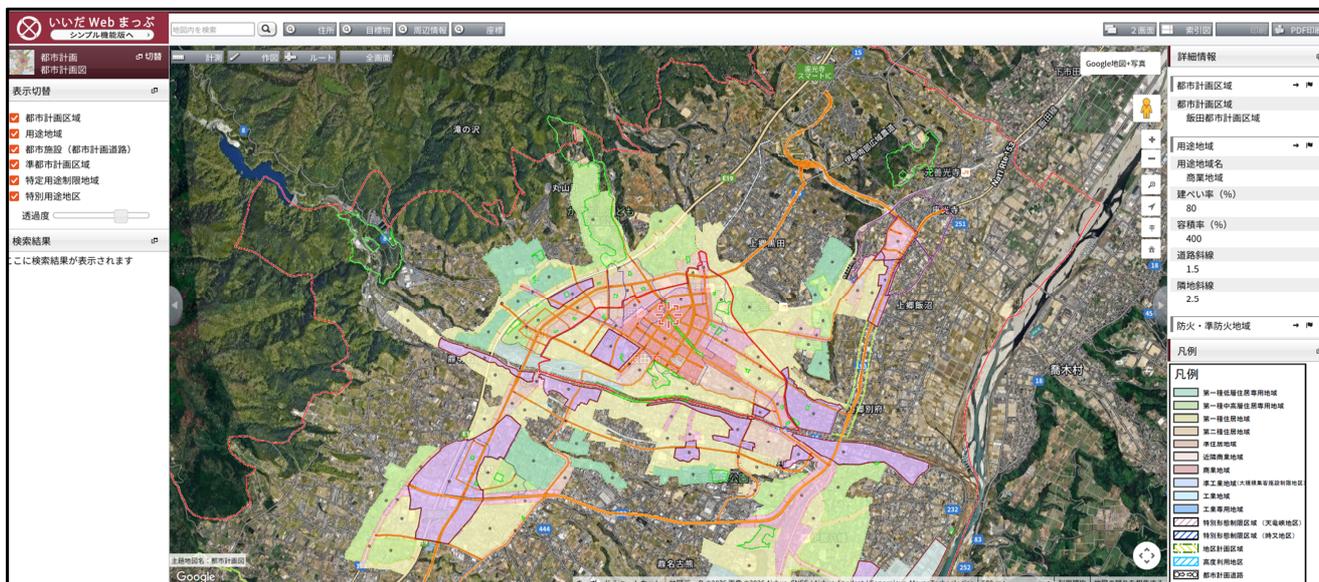


8

飯田都市計画

○飯田市公開型地理情報システム「いいだWebまっぷ」

飯田市の都市計画情報については、
飯田市公開型地理情報システム「いいだWebまっぷ」上で公開中
URL : <https://iida.geocloud.jp/>



9

飯田都市計画

○最近の都市計画に関する諮問状況



過去の議事録・資料は飯田市HPで公開中
ページID : 108095

都市計画の種類	告示日	決定権者	諮問先		都市計画決定の概要
			土地利用計画審議会	都市計画審議会	
都市計画公園の変更	令和7年10月27日	市		○	3・3・2号風越公園の変更 (区域の変更)
地区計画の変更	令和7年7月7日	市		○	川路地区計画の変更 (地区整備計画の変更)
土地利用基本方針の変更	令和7年7月7日	市	○	○	川路地区計画の変更に合わせて、 川路地域土地利用方針等を変更
特定用途誘導地区の決定	令和5年11月22日	市		○	特定用途誘導地区を新規決定
都市計画下水道の変更	令和5年11月22日	市		○	飯田市特定環境保全公共下水道の 区域及び汚水処理面積を変更
都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針 の変更	令和5年5月11日	県		○	都市計画区域の整備、開発及び保全の 方針(飯伊圏域)の変更
都市計画道路の決定	令和4年11月7日	県		○	3・3・45号竹佐北方線を新規決定
都市計画道路の変更	令和4年11月7日	市		○	3・3・4号羽場大瀬木線、 3・3・6号北方座光寺線の変更 8・7・2号西の原殿岡線を廃止
用途地域の変更	令和4年11月7日	市		○	8・7・2号西の原殿岡線の廃止に伴い、 沿道の用途地域を変更

※令和4年度～令和7年度までの諮問事項について記載

都市計画審議会 専門部会について

- 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、「**専門委員**」若干名を置くことができる。
(飯田市都市計画審議会条例第5条)
- 審議会に、専門の事項を調査検討するため「**専門部会**」を設置することができる。
(飯田市都市計画審議会条例施行規則第7条)



現行

道路部会

- 調査検討事項
道路網及び道路構造等に関する事項
例) 中長期道路網構想の構築
リニア飯田駅へのアクセス道路の整理
都市計画道路の見直し

土地利用・景観部会

- 調査検討事項
土地利用計画及び景観計画等に関する事項
例) 立地適正化計画

土地利用・景観部会について、
目的に応じて分けることを
現在検討中

検討
案

道路部会

継続

土地利用部会

- 調査検討事項
土地利用計画等に関する事項
例) 立地適正化計画

景観部会

- 調査検討事項
景観計画等に関する事項
例) **リニア駅周辺の景観保全**